

上土居霊苑内規

1. 墓地を使用できるものは、次の号に該当するものとする。
 - ・管理会で承認したもの。
2. 墓地を使用するものは、区画使用初期費用を管理会の口座に納めなければならない。
3. 墓地を使用するものは、法令その他規定する必要書類を管理会に提出し、許可を受けなければならない。
4. 墓地に墳墓の新設・改造・移転をしようとするものは、事前に管理者に連絡し指示に従わなければならない。
5. 墓地の利用者は、管理に要する費用として管理会が定める管理料を納めなければならない。
 - ・管理料は、1区画当たり1000円／1年とする。
 - ・管理費は、各地区委員に毎年7月までに納めるか、管理会の口座に入金するものとする。
6. 墓地の利用権は、祖先の祭祀を主宰するものが承継する。これを譲渡することができない。
7. 墓地の利用者が、項の各号の一に該当するときは利用権が消滅する。
 - ・利用者が返還若くは不用の申出があったとき。
 - ・利用者が死亡した日から起算して5年を経過しても祭祀を主宰するものがないとき。
 - ・利用者が住所不明となり5年を経過したとき。但し、利用権のみがあって納骨、埋葬のない者は2年とする。
 - ・法令、その他の規定又は管理者の指示に違反したとき。上記の場合は、無縁仏として処理することができる。
8. 利用者が変更・代替わりした場合は、管理会にその旨を報告しなければならない。
9. 管理料及び使用初期費用は、利用権が消滅しても返還しない。
10. 墓地の清掃は、全員が常に墓地の美観を保持するよう努めなければならない。
但し、2年以上清掃しなかったものは権利を侵奪することができる。
11. 墓地内の植樹は一切認められない。